

## 『みんなでつくる 摂津のまち すごい“わ”』をめざして

摂津市は、平成 28 年（2016 年）に市制施行 50 周年を迎えます。市制施行時には、約 4.6 万人であった人口も、現在では約 8.5 万人となり、大阪都市圏に位置する立地条件のもと、住宅都市として、また産業都市として順調に発展してまいりました。

この間、平成12年（2000年）には「未来をひらき心豊かに住み続けるまち・せつつ」を目標とした「摂津市都市計画マスタープラン」を策定し、地域特性を踏まえた計画的なまちづくりを進めてまいりました。また、本市の念願であった阪急摂津市駅の開業、南千里丘まちづくり、吹田操車場跡地まちづくりの大規模開発事業など、更なる摂津市の発展を推し進めてまいりました。

しかしながら、計画策定から 15 年が経過し、社会情勢が大きく変化しており、人口減少と少子高齢化に起因する社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新など、新たな問題が生じております。また、近年の自然災害の増加による防災意識の高まりから、災害に強いまちづくりへの意向が強くなってきているなど、これからのまちづくりのあり方について、ダイナミックな変革が求められています。

こうした状況を踏まえ、「第 4 次摂津市総合計画」に掲げております将来像「みんなが育む つながりのまち 摂津」の実現に向けて、市民・事業者・行政がお互いに連携・協力し、手を取り合って協働のまちづくりを進めていけるよう、今後 10 年間のまちづくりの方向性とその実現方策を示す「摂津市都市計画マスタープラン」の改定を行いました。

これからのまちづくりは、改定したプランに基づき、市民の皆様、そして事業者の皆様にもご協力をいただきながら、『みんなでつくる 摂津のまち すごい“わ”』を基本理念に、より良いまちの発展をめざしてまいりますので、皆様のより一層のご参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本プランの改定にあたり、「摂津市都市計画マスタープラン見直し策定委員会」の皆様をはじめ、改定に携わったすべての方、そして市民・事業者の方々から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年（2015年）3月

摂津市長 森 山 一 正



## < 目 次 >

### 【序章 都市計画マスタープランとは】

- 1 計画の改定にあたって . . . . . 1
- 2 都市計画マスタープラン改定の背景 . . . . . 2
- 3 都市計画マスタープランの位置づけ . . . . . 2
- 4 都市計画マスタープランの特徴 . . . . . 3
- 5 都市計画マスタープランの構成 . . . . . 4

### 【第1章 摂津市のまちづくりについて】

- 1 今までの摂津市の都市計画 . . . . . 5
- 2 まちづくりを取り巻く環境の変化 . . . . . 7
- 3 市民意識(アンケート結果概要) . . . . . 11
- 4 まちづくりの課題と方向性 . . . . . 12

### 【第2章 摂津市がめざすまちづくり～基本理念・都市の将来像～】

- 1 第4次摂津市総合計画における都市計画の役割 . . . . . 35
- 2 基本理念と都市の将来像 . . . . . 36
- 3 まちづくりの基本目標 . . . . . 37

### 【第3章 まちづくりの実現に向けて～都市計画の基本方針～】

- I まちづくりの手引き . . . . . 41
  - 1 土地利用 ～技と和～ . . . . . 42
  - 2 都市基盤 ～Waと回～ . . . . . 52
  - 3 都市の水と緑 ～環と回～ . . . . . 60
- II 部門別の方針～行政施策展開～ . . . . . 67
  - 1 都市施設の方針 . . . . . 68
  - 2 市街地整備の方針 . . . . . 72
  - 3 都市環境の方針 . . . . . 75
  - 4 防災まちづくりの方針 . . . . . 77
  - 5 福祉のまちづくりの方針 . . . . . 79

### 【第4章 計画の推進に向けて～協働のまちづくりと進行管理～】

- 1 協働のまちづくりの推進 ～私と話～ . . . . . 81
- 2 都市計画マスタープランの進行管理 . . . . . 84

### <参考資料>

策定経過、策定組織体制、アンケート調査結果、用語解説

## 序章 都市計画マスタープランとは

### 1 計画の改定にあたって

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

その内容は、あらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにすることにより、市民自らが都市の将来像について考え、まちづくりの方向性についての合意形成が促進されることにより、よりよいまちの発展を図るものです。

旧計画は、「未来をひらき心豊かに住み続けるまち・せつつ」を目標像とし、目標年次を平成32年(2020年)に掲げ、都市施設\*・市街地環境・都市空間・防災まちづくりの整備方針を定め、平成12年(2000年)に策定されました。

都市施設・市街地環境については、千里丘三島線(千里丘ガード)や十三高槻線などの幹線道路の整備や、市街地の地域分断の解消と未整備の幹線道路の整備を促進するため、鉄道を高架にする連続立体交差事業\*を推進し、面的整備では、南千里丘まちづくりによる新しいまちの創出など、都市基盤整備による魅力創出を進めてきました。また、都市空間・防災まちづくりにおいては、南千里丘周辺都市景観形成地区\*を指定するなど、優れた都市景観を実現させるとともに、市街化区域\*を準防火地域\*に指定し、建築物の不燃化を促進させ、災害に強いまちづくりを進めてきました。

これからのまちづくりは、市民・事業者・行政がお互いに力を合わせ、基本方針を共有し、一人ひとりが主体性をもって、目標とするまちづくりの実現をめざしていくことが必要です。

本市では、「人間基礎教育」を提唱するとともに、第4次摂津市総合計画(総合計画P40)において市民、事業者、行政の役割を記した「協働\*のまちづくり」を市の礎としており、本都市計画マスタープランについても、協働による計画の推進を図り、都市計画に関連したまちづくりを推進する指針として改定いたしました。

#### 『人間基礎教育』とは？

本市は社会のルールを守れる人づくりをめざし、「思いやり」「奉仕」「感謝」「あいさつ」「節約」の5つの心を育てる「人間基礎教育」をまちづくりのテーマにしています。

#### 『協働』とは？

協働は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責務に基づき、対等な立場で、連携・協力し合って、目的の達成を図っていくことを言います。

協働のまちづくりでは、いろいろな立場や意見の人が話し合って、方向性を共有し、まちづくりを進めていくことが重要です。

※都市施設：109ページ参照  
 ※連続立体交差事業：110ページ参照  
 ※景観形成地区：107ページ参照

※市街化区域：107ページ参照  
 ※準防火地域：108ページ参照  
 ※協働：107ページ参照

## 2 都市計画マスタープラン改定の背景

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正により、まちづくりの長期的な指針として、住民の意向を反映させながら策定することが義務づけられたものです。

本市では、平成12年(2000年)に目標年次を平成32年(2020年)とする都市計画マスタープランが策定されましたが、近年の社会経済情勢の変化により、これまでの都市計画の基本の方針を見直す必要性が生じてきました。

社会を取り巻く環境の変化に目を向けると、これまでの人口増加・市街地の拡大型社会から人口減少・成熟型社会へと移行しつつあること、少子高齢化が進み生産年齢人口がますます減少すること、社会資本<sup>\*</sup>の老朽化や維持管理費が増大することが考えられます。また、地方分権社会の推進や協働によるまちづくりの進展など、国・府、周辺自治体との連携や市民と行政の関係が重要となってきました。

こうした中、本市では、平成23年(2011年)に今後の10年間の計画・業務の基本となるまちづくり及び協働の指針を示す「第4次摂津市総合計画」が策定されました。また、同年には都市計画マスタープランの上位計画である大阪府の「北部大阪都市計画区域マスタープラン」の改定も行われています。

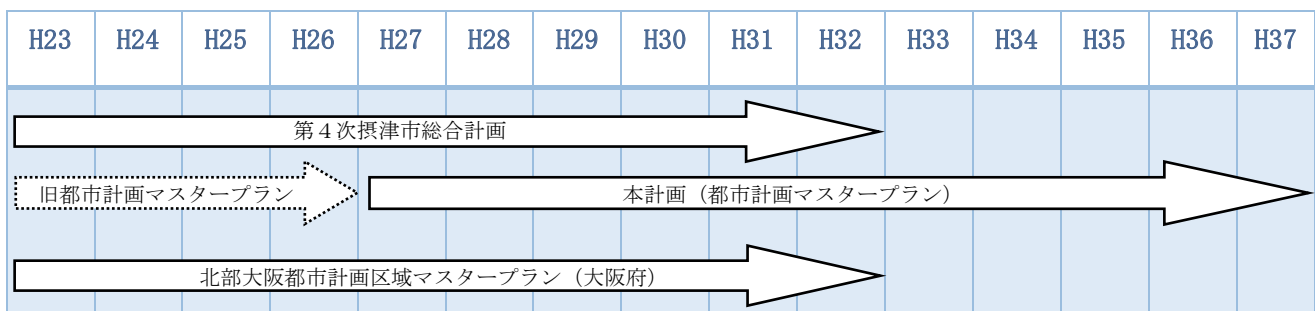
このような背景のもとで、上位計画や関連計画との整合を図り、本市の都市計画・まちづくりをめぐる社会情勢の変化に対応していくため、これからの時代に即した都市計画マスタープランとして改定を行いました。

## 3 都市計画マスタープランの位置づけ

### (1) 目標年次

第4次摂津市総合計画の計画期間である平成32年度(2020年)を踏まえながら、平成27年度(2015年)から概ね10年間を計画期間とします。

なお、社会動向の大きな変化や上位計画が改定されるなど、対応が必要な場合は、見直しを行うものとします。



※社会資本：108ページ参照

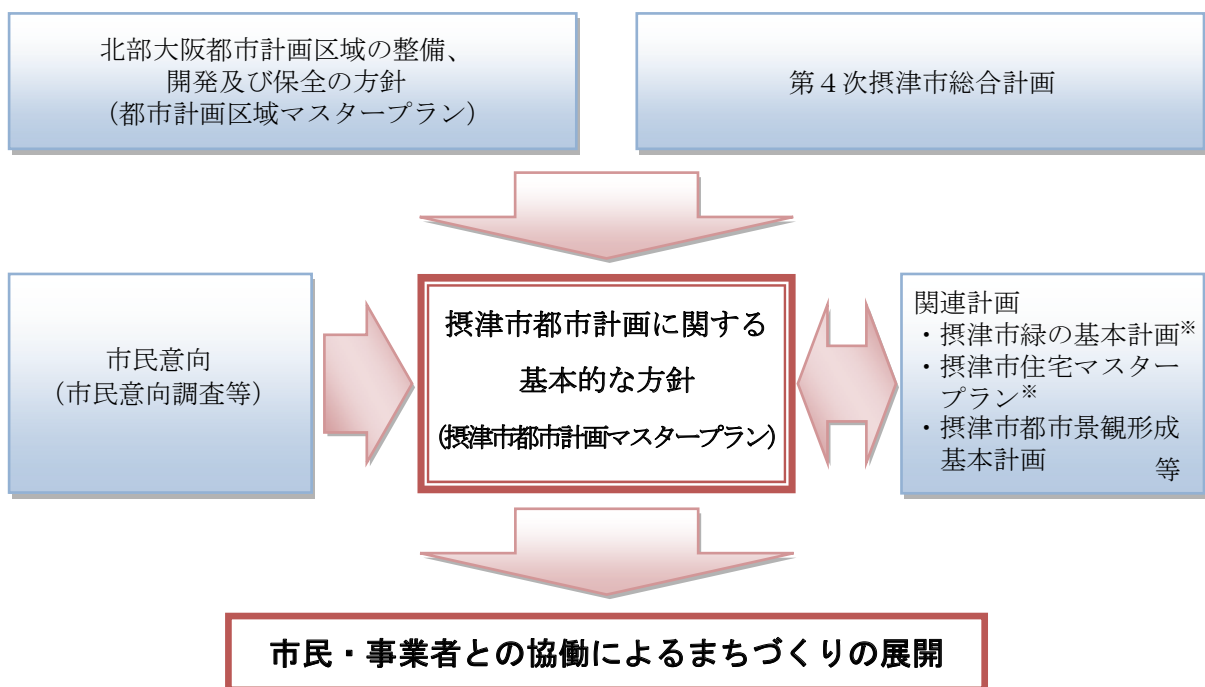
## (2) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、北部大阪都市計画区域マスタープラン及び第4次摂津市総合計画などの上位計画に即しつつ定めることが規定されています。

北部大阪都市計画区域マスタープランは、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定め、本都市計画マスタープランでは、地域に密着した都市計画に関する事項を定めるものとされており、ともに都市の将来像とその実現に向けて、都市計画の基本方針を定めるものです。

第4次摂津市総合計画は、本市のあらゆる分野にまたがる、最も上位に位置づけられる計画であり、本都市計画マスタープランも総合計画に即すものとして位置づけられています。

そのほか、関連計画や市民意向との整合を図り、協働のまちづくりの要素を踏まえながら、分野別の施策展開を図っていくものです。



## 4 都市計画マスタープランの特徴

今回の都市計画マスタープランの特徴の一つは、行政中心でつくられた計画ではなく、市民、事業者、NPO等との協働の取組みに重点を置いた計画となっています。改定にあたっては、市民を交えた組織づくりから始まり、協働をテーマにした市民意向調査も行いました。

もう一つの特徴は、従来の地域別構想に代えて、まちづくりを進めていくための手引きや協働のまちづくりの推進を示したことです。

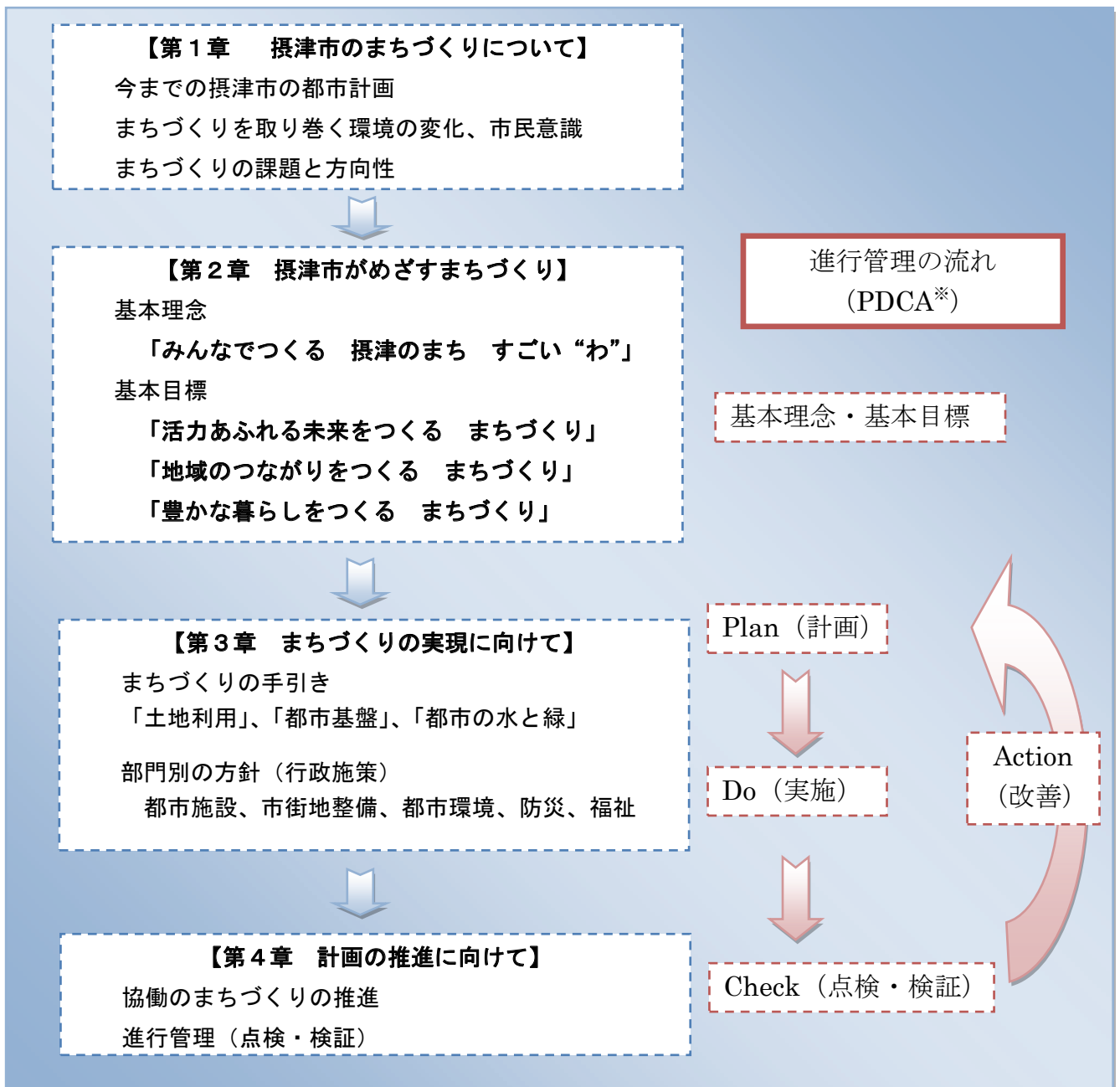
今後の社会の変化に柔軟に対応していくため、状況に応じて様々な手法を探ることがこれからのまちづくりに重要であることから、各主体が自主性を持って進めていくことが大切であり、更には、協働の“わ”を地域のまちづくりに広げていくことが必要です。

※緑の基本計画：110 ページ参照  
 ※住宅マスタープラン：108 ページ参照

## 5 都市計画マスタープランの構成

本都市計画マスタープランでは、第1章でこれまでの都市計画を振り返り、まちづくりを取り巻く環境の変化やまちづくりの課題を認識し、これからのまちづくりの方向性を提案しています。第2章では都市の基本理念と基本目標を掲げ、第3章では、まちづくりの実現に向けて、まちづくりの手引きと部門別方針（行政施策）を記載しており、第4章では、協働のまちづくりの推進に向けた地域支援の取組みと計画の進行管理のあり方を記載しています。

### 《章の流れと進行管理》



※PDCA：109ページ参照